印西市告示第165号

印西市建設工事等の入札に係る積算疑義申立て手続に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び最低制限価格を付した街路樹管理業務、 公園管理業務、草刈業務その他これらに類する業務の委託(以下「建設工事等」という。) に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者(以下「入札参加者」 という。)が、設計書の積算内容に関する疑義の申立て(以下「疑義申立て」という。) を行う場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(疑義申立ての対象)

第2条 疑義申立ての対象は、入札に付した建設工事等に係る設計書の積算内容とする。 ただし、入札を中止し、又は落札候補者を決定しなかった場合は、疑義申立ての対象と しない。

(疑義申立てのできる者)

- 第3条 疑義申立てのできる者は、当該疑義申立てに係る建設工事等の入札参加者とする。 (疑義申立ての期間)
- 第4条 疑義申立てを行うことができる期間は、落札候補者の決定がされた日からその日の2日後(印西市の休日を定める条例(平成元年条例第19号)に規定する市の休日を除く。)の正午までとする。

(疑義申立ての手続)

第5条 入札参加者は、疑義申立てを行うときは、疑義申立書(別記第1号様式)を市長 に提出しなければならない。

(確認結果の通知)

第6条 市長は、前条の規定により、疑義申立書の提出を受けたときは、直ちに積算内容 を確認し、その結果を当該建設工事等に係る全ての入札参加者に対し、疑義申立回答書 (別記第2号様式)により通知するものとする。

(落札者の決定の保留)

第7条 市長は、第5条の規定により、疑義申立書の提出を受けたときは、落札者の決定 を保留するものとする。

附則

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

第1号様式

疑 義 申 立 書

年 月 日

印西市長様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

提出者氏名 連絡先 TEL FAX

次の建設工事等に係る設計書の積算内容に疑義があるため、入札金額積算内訳書及び疑義に関する具体的な資料を添えて積算内容の確認を求めます。

建部	设工事	等のク	名 称	
建設	七事等	い担 アルコ	当課	
疑	義	内	容	疑義を申し立てる具体的な項目は次のとおりです。
添	付	資	料	・入札額積算内訳書・疑義に関する具体的な資料

備考

- 1 疑義申立てを行う期間は、開札日から2日後(印西市の休日を定める条例(平成元 年条例第19号)に規定する市の休日を除く。)の正午までとする。
- 2 疑義申立てのできる者は、当該建設工事等の入札参加者とする。
- 3 この申立書は、 部 課に提出すること。

 第
 号

 年
 月

 日

様

印西市長

疑 義 申 立 回 答 書 疑義申立てについて、次のとおり回答します。

- 1 建設工事等の名称
- 2 疑義申立事業者数
- 3 疑義の内容及び回答

No.	疑義の内容	回 答
1		
2		
3		
4		
5		